

Title	地租改正前後の農民運動
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.11 (1933. 11) ,p.1673(67)- 1704(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19331101-0067
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331101-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

度を探らざるを得ざるに至るであらう。既に先きの倫敦に於ける國際經濟會議に早くもその片鱗は窺ひ得た處である。然らば今後の戦債問題の協商に就ても、結局に於ては既に述べたる如く、帳消的讓歩——何等かの代償を得て——に依つて解決を見るの外ないであらうが、その間の過程には此點即ち米國の孤立的政策強調の點に於て、各國との間に尙久しきに亘つて種々なる紛糾を免れ得ないであらう。

註 Reid, Leonard J. — Britain and the War Debts. pp. 54-58(1933)

顧るに對米戦債帳消論は歐洲大戰直後には歐洲復興の一策として、又今日では世界的不況打破の一助としては何人も之を首肯する所であつて、十余年前に溯り Keynes その他の主張以來此意味に於ける經濟論としては既に解決された問題である。併し之を米國側から見れば、その帳消が米國に取つて債極的に有利なる所以を納得せられねばならぬ問題である。その爲に今日主張されつゝあるのが「支拂受納能力」の否定であり、又世界貿易の回復に依る米國の繁を期待する帳消論である。併し既述の如く諸家の説く所は繁榮回復策として大同小異何れも迂回的にして、また今日經濟的國家主義擡頭の時代に當つて余りに樂天的に失するものと云はざるを得ず、未だ全米を納得せしめるに足るほど有力な經濟論を認め得ない状態にある。

而も歐洲諸國は事實上不拂を表明して戦債の徹底的改訂を要求して居る以上、米國は——自國の經濟政策論としての帳消の可否の決定を別としても——現實の國際問題として何等かその態度を決定せねばならぬ状態にあるといふのが米國に於ける戦債問題の現状であると云へるであらう。

地租改正前後の農民運動

小池基之

明治維新は「資本家的生産關係の支配的展開への端緒」(註)として劃期的重要性を有する。近代的な諸制度及び諸階級對立の發端は之を明治維新にまで跡付けることが出来やう。従つて、近代農民運動史の叙述は、大正十一年四月の「日本農民組合」の結成に筆を起すべきであらうが、尙、その前史は少くとも地租改正並びにその前提を爲した農業改革を中心として起つた農民騷擾一揆に遡ることが出来る。その形態は、明治十年西南戦役を轉期としてブルジョア民主主義運動としての自由民権運動に解消するまでは、——尙それ以後に於ても——舊封建社會から繼承せられた一揆形態を存續してゐたものではあるが、明治維新のもつ重要性の故に、殊に階級分化の起點となつた原始的蓄積の積杆としての地租改正、並びにその前提要件である農奴解放が近代的農業史の起點として有する重要性の故にである。この意味に於て筆者は近代農民運動前史の第一期を構成する明治初期殊に地租改正を中心とする農民運動の本質並びにその意義を究明せんとするものである。その爲めには、先づ明治維新の變革過程の社會的政治諸條件によつて決定される小農民の階級的地點、即ち農民に對する支配隷屬の搾取關係と商業資本・高利貸資本の具

體的分析がなされなければならない。

封建制度の特質は家内手工業と結びついた農業自然經濟の基礎の上に立つてゐる直接生産者からの、土地所有に基く、不拂剩餘労働の吸引に存する(註二)とすれば、「その土地所有の純封建的な體制と、發達した小農經營を以つて(註三)典型的な我國の封建社會は、またその崩壞の過程も商品經濟の發展と、封建的土地所有と小農經營との矛盾に求めらるべきであらう。従つて小農經營の維持強化は封建諸侯の最も腐心せるところであつて、その爲めに農民に對しては幾多の干涉壓迫が加へられた。(註四)殊に土地兼併による自作農の減少と、従つて又土地所有の純封建的體制の解體による資本家的私有の發生防止の爲めに寛永二十年三月發布された土地永代賣禁止令に於てその著しい例を見るであらう。

しかし乍ら封建制度の支柱としての小農經營の維持にも拘はらず、商品生産の發展と、幕府並びに諸侯財政の破綻による農民よりの搾取の強化とは、必然的に、農民就自作農の分解と、土地兼併、土地私有即ち資本家的所有關係の萌芽を齎らした。この過程は直接生産者からの生産手段の分離、並びに生産手段の資本への轉化の過程であり、更に自作農の分解によつて生じた労働者は商業資本・高利貸資本によつて蓄積せられた富を資本化することによつて、封建的手工業を解體せしめ、資本家的生産方法發達の前提要件となつたのである。従つて封建社會の、殊に安政開港以前に於ての、内的矛盾は都市商品經濟の發展と農業自然經濟との矛盾である。

しかも、封建社會のこれ等の内的矛盾を激成し、封建的支配體制の急激なる解體、編成替へ、而して資本主義社會への進展の契機を作つたものは鎖國封建國家日本の資本主義的世界市場への解放であつた。當時既に商業資本・高利貸資本の蓄積と、内地市場の發展により、一部の産業資本からマニユファクチュアの發生を見たとは云へ、尙

依然として支配的であつた小農的手工業的生産方法による生産物の輸出は内地生産物を枯渴せしめた。この結果生じた物價騰貴は消費階級としての下級武士階級並びに小市民の貧困を激成した。この國外市場の需要の内地市場への結び付きによる高まれる消費の爲めの生産の擴大と、廉價な輸入品の壓力とは、二重の意味に於て、舊來の生産方法、生産様式の變化を必然化する。即ち手工業的小農經營の變革「アジア的生產様式」の崩壞が齎らされる。

従つて開港による世界資本主義への合流は封建社會の内在的矛盾を激化し、封建的支配體制崩壞の積材となつたことに於て意義を有するのであるが、それは又、直接の明治維新革命の擔當者としての下級武士階級に對して、反封建的意識に對する經濟的契機を與へたのである。

勿論封建制度の發展、崩壞の過程と共に著しい對立形態をとるに至つた諸矛盾は封建的支配階級内部、これと商業資本・高利貸資本、並びにこれ等總てと農民との間の階級對立を激成させ、これ等の對立が下級武士階級、一部の商業資本・高利貸資本、並びに農民の意識の上に反映するに至つて、これ等諸階級をして反封建的要素たらしめた。即ち人口の都市集中、交通の發達による國內商品市場の急速な擴大は商品經濟を發達せしめる。そして幕府並びに諸侯の財政的破綻——それは遂に政治的矛盾にまで發展することによつて封建的支配體制分解の起點となつた——は、農業生産力の減少よりは、むしろこの商品經濟の發展性に基いたものであつた。商品經濟の發展は封建的支配階級をもそれに依存することを強要するが、このことは唯封建社會の經濟的支柱である農民に對する搾取を強化することによつてのみ可能である。そしてそれは又他方に於て農民に對する商業資本・高利貸資本の收奪を必然化することによつて、一層農民の貧困を重加し、封建社會の經濟的基礎を薄弱且つ狹隘ならしめたのである。斯くして農民は封建的搾取體制の直接的對象物たることにより、「爾餘のあらゆる階級の下に、國民の被搾取大衆(註五)」として

領主及び村方地主、商業資本及び高利貸資本の收奪の下に置かれた。彼等の封建的抑壓に對する不平不満の爆發である積極的闘争、消極的逃避は、意識的政治闘争にまでは發展し得なかつたけれ共、農民殊に自作農の絶對的・相對的減少、封建的土地所有組織解體の形に於て、直接間接に封建制度の經濟的基礎を破壊し、新資本主義的生活方法發達の前提條件となつた點にその重要性が存するものと思はれる。(註六)

一方商業經濟の發展に伴つて、都市手工業、農村家内工業延いては小農經營そのものからの商業資本の蓄積、及びその高利貸資本への轉化は、「町人」をして自然經濟に基く武士及び農民に對する經濟的支配權を獲得せしめると共に、幕府及び諸侯の財政破綻につれて彼等封建的支配階級と結合した。従つて、勿論維新前に於て一部商業資本は早期産業資本と結びつくことによつて、自ら反動性から脱し得たけれ共、一般に彼等の中に於ける反封建的意識は明確ではない。(註七) 都市的商業資本・高利貸資本は維新後に於て初めて産業資本へ轉化する可能性が與へられたのであり、従つて、それは武士階級に對する町人の反抗といふブルジョア革命の典型的形態をとつて表はれたものではなかつた。

従つて農民も、町人も明確なる反封建的意識を以て封建社會崩壞に参加したといふことは出来ない。封建制度倒壞の爲めに、明確なる革命意識を以て政治的闘争を展開せるものは、封建社會の内在的諸矛盾の發展が封建的家臣團の生活の上に集中的に轉化せられたことによつて、反封建的意識を激成しつゝあつた下級武士階級であつた。殊に彼等が直接封建的搾取關係に参加しないことによつて、直接生産者と對立すべき何等の經濟的根據をも有しなかつたことは封建的支配體制の揚棄をして容易ならしめたのである。かくて彼等は開港以後の客觀的情勢が要求する政治的變革の不可避性と必然性とを明確に認識して、自ら政治的變革の擔當者として登場した。そして「武士身分中

最大にラディカルであり、そのため一方で最も強力な政治的實力を構成し得たと共に他方で時世を洞察すべく俊秀な逸材を供給し得たところの、諸藩輕格武士の選良からなる維新志士團に政權が掌握され、方途に惑うてゐた舊商業界及び高利貸ブルジョアジーをいちはやく動員して、最後に出現した絶對王政政府こそ、舊制度解體の火中から生れた不死鳥であり、この政府が動員した全力を集中して自己の現實の母胎であつた舊制度の全織物を廢棄すべく決意した時、始めてこゝに開港以降醸成された經濟的變革の過程が、その政治的執行者を國外でなく國內に見出し、資本主義日本の「帝國建設」の第一歩が祝福されたのである。(註八)

(註一) 野呂榮太郎著「日本資本主義發達史」一五一頁

(註二) 「土地の所有者の所得——それに如何なる名稱を附するにしろ——たる、彼れの利用し得べき占有餘剰生産物は、この場合、不拂餘剰労働の全部を直接占有する通例の支配的な形態であつて、土地占有は即ち斯かる占有の基礎をなしてゐる。」(マルクス「資本論」高島素之譯改造社版第三卷下三四二頁) デュプロフスキーは封建制度の本質を「直接的農業生産者の生産手段の所有者、即ち先づ第一に土地所有者に對する關係」に求むべきであるとなし、封建的生產方法は物納地代の形態をとる剩餘價値の生産に、農奴制はその剩餘價値が労働地代の形態をとることに、特徴づけることによつて封建制と農奴制とを區別せんとする。(デュプロフスキー、野澤房二譯「封建制度農奴制度及び商業資本の本質について」(1)、支那研究第三十號二九二頁以下特に二九六頁以下及び三〇七頁以下參照) 乍然、直接的生産者が自己の生産資料に必要な生産手段及び労働條件の占有者となつてゐる如何なる形態の下に於ても、所有關係は直接の隷屬の關係として現はれ、従つて直接的生産者は非自由者として現はれて来る。加之、労働地代から物納地代への轉化は、經濟學的に云へば、地代の本質に何等の變化をも與へない。(「資本論」改造社版第三卷下、三三三頁、尚ソヴェート・マルクス主義東洋學者協會編纂、早川二郎譯「アジア的生產様式」に就いて、四九頁以下參照)

(註三) 「資本論」改造社版第一卷七二二頁註。

(註四) 寛永七年の布達、慶安御觸書、天保改革の御觸書等種々の農奴法參照、尙細川龜市著「農奴社會史考」には農奴に對する干涉壓迫の例として鍋島藩、島津藩に於ける強制労働の例が挙げられてゐる。(同書二頁以下及び二六頁以下)

(註五) Friedrich Engels: Der deutsche Bauernkrieg, 1850. Moskau, 1932. S. 25.

(註六) 小野武夫氏は明治維新當時の農民に勤王運動があつて、維新革命遂行の一要素として、貢献したとのべてゐる。(農業經濟研究第五卷第一號所載「百姓一揆の歴史觀を論じて黒正教授の教を乞ふ」、社會學雜誌第六十三號所載「明治維新と農民階級の革命思想」等)乍然、この爲めに、明治維新に對する農民階級の能動的役割を強調することは出来ないであらう。黒正氏は「百姓一揆は武士と百姓との階級的利害關係の矛盾の爆發であるから百姓一揆の頻發は結局に於て武士階級存立の基礎を揺ぶることになるが、併し百姓一揆は、意識的に武士階級を倒して新なる社會を造り出さうとする革命運動ではない」(本庄榮治郎編「明治維新經濟史研究」所載「明治初年の百姓一揆」七〇六頁)と述べて幕末に於ける百姓一揆の能動的革命的性質を否定してゐる。(尙加田哲二著「明治初期社會思想の研究」二一六頁以下參照)郷土又は地主等が農民一揆の指導者となつてゐる場合でも、多くその基本的な過程としてそれ等の裏切りを見ることが出来る。(尙小野氏が農民の勤王運動として挙げられた資料については「歴史科學」第二卷第二號所載田村榮太郎「農民一揆論の批判」三六頁以下參照)

(註七) 封建的支配體制の崩壊は、他方に於ける開港後の生産關係の變革と相俟つて、封建的支配階級との結び付いてゐた商業資本と高利貸資本にとつて可成りの打撃であつた。その爲めに彼等の一部には破産倒壊に類したものもあつた。(註八) 服部之總著「明治維新史」二七頁。

二

既に述べた如く、封建社會内に於て基本的な内的矛盾として封建的土地所有關係の崩壊の傾向があり、又世界市場への解放は農業自然經濟の瓦解を促進し、國內市場の開発を刺激して、資本家的商業生産發達の一般的基礎を擴大しつゝあつた。けれ共、既に封建下に達し得られる最高限に發展し來つた商人資本や、封建的土地所有を破壊的に蝕んだ高利貸資本も、産業資本へ轉化する諸條件を缺いたため、産業資本が商人資本から獨立してこれを從屬せしめることのなかつた結果、明治維新は全く新しいブルジョア的生產様式をそれ自身のために、舊社會・舊政治權力を粉砕しつゝして全き根柢からブルジョア社會をつくる能力を缺いた(註二)のであつて、こゝに明治維新の特質、從つて又その不徹底性が存する。要之、下級武士階級の政權獲得運動にとつて齎らされた明治維新は、反動的專制的性質をこそ有すれ、決してブルジョア革命それ自身ではあり得なかつた。ブルジョア革命について云ふ限り、それは廢藩置縣以後明治政府によつて上から、又六年乃至十四年に下から遂行されたと云ふことが出来やう。

明治政府は封建社會の内的矛盾を揚棄し、又特に、既に帝國主義段階に達してゐた外國資本主義の壓迫に強制されて、資本家的生産様式を採用するが爲めに、特に強力な原始的蓄積の過程を準備しなければならなかつたが、その強行は唯農村に於ける半封建隸屬關係を土臺とすることによつてのみ可能であつたのである。即ち我國に於ても原始的蓄積の過程は、租稅制度、保護制度、並びに國債制度を楨杵として行はれたのであるが、この全行程の基礎を爲すものは、地租改正を通じての農民よりの收奪の過程であつた。

一般に「ブルジョア革命は封建社會の胎内に於て既に資本主義的生產Ⅱ及び交易手段が發達し、その生産力が舊封建的財產關係に多少とも抵觸するに至つたとき、新生産力を代表するブルジョア階級を先端に立て、封建的政治

權力に向つて開始せられ、ブルジョアジの政權獲得を以て終了するものである。(註二) そしてそれは封建的領有に對して私有財産制の確立を、商品生産流通の自由を、身分的・強制的隷屬差別の廢止を内容とするものであるが、特に封建的土地所有からの、土地への緊縛からの、農民の解放、土地改革はその本質的目的をなすものである。けれども我國に於てはブルジョア革命の擔當者は絶対王制を自身であり、從つて農業解放は歪められた形に於て——半隷農體制の殘存——なされざるを得なかつたことを注意しなければならぬ。そして農村に於ける半封建的生差關係の土臺の上に、特權商人、高利貸の産業資本への轉化の爲めに保護助成を與へ、或ひは國家自身が資本の主體として官營、官業を行ふことによつて我國資本主義を軍事的・官僚的・特權商的に特徴付けたのであつた。その結果明治政府が産業の資本家的發展を育成しつゝ、對立物たる封建領主制を倒壊して政權を獲得せる後、ブルジョア民主主義運動の端緒的形態を含む農民運動に對しては、明治政府自らの半封建性の故に之を抑壓するに至つたのである。

既に開港を重大な契機とする商品貨幣經濟の發達は、それにも拘はらず維新新政府によつて「政綱未タ全ク張ラス、人心尙未ク全ク鎮撫セシざるを理由として(註三) 物納形態とそれに伴ふ煩雜な舊農業統制組織と共に、繼承されつゝあつた舊租法に對する何等かの改革を餘儀なくした。そして廢藩置縣による統一國家の成立と共に、統一的租法に對する要望は益々高まるに至つたのである。地租改正事業は封建的緊縛からの農奴の解放を前提として、明治五年二月東京市街地券下附、同年八月地租改正事務局の設置を以て着手せられた。即ち明治二年六月公卿諸侯の稱の廢止に始まる封建的身分の廢止、並びにそれに伴ふ制限、特權の排除は、四年八月、穢多非人の稱の廢止、四年十二月華士族の農工商従事許可、五年十一月徵兵令を發布し、兵農分離の制を廢して國民皆兵の實を擧げんとする等の

過程を通じて、家祿及び賞典祿の廢止に際して交附された金祿公債を原始的蓄積の積料として、華族及び士族の一部を封建的搾取者から資本主義的搾取者へ轉化せしめると共に、下層士族階級の授産、歸農の問題を惹起し、他方、封建農奴を封建的身分制度に於ける一切の束縛から解放することによつて、自由農民たらしめた。けれどもこれ等封建的身分關係の廢止は明治四年九月の耕作の自由、五年二月の土地永代賣買禁制の解除、八年五月の土地細分の制限撤去と相俟つて、商業資本乃至高利貸資本を通じて、獨立小生産者特に自作農層の分解を促進したのである。即ち農民は農奴解放によつて一應封建的拘束から解放された。彼等は一應自由なる土地所有者となつた。けれどもそれは又一面に於て分割賣買、抵當質入れの「自由」であり、同時に土地喪失の、從つて無産者乃至準無産者への轉化の「自由」であつたのである。(註四)

加之、これ等の封建的土地所有關係の廢除は直ちに一般農民の封建的誅求からの解放を意味するものではない。土地の封建的組織の解體によつて解放せられたのは、土地所有者としての農民であり、土地占有者としての、即ち現實の耕作者としての農民ではなかつた。換言すれば、封建的土地所有關係の解體によつて齟らされたものは、決して「資本家的土地所有關係」ではなく、それは過渡的な、地主的土地所有關係であるに過ぎなかつた。その極端な場合を示せば、薩摩藩、佐賀藩等に於ては土地藩有制度が行はれ、一般私人の土地所有は許されず、農民は唯その土地の上に使用權を有するに過ぎなかつたのであるが、地券交付に際して、或ひは農民の舊封建社會に於ける苛斂を事として土地所有者たることを避けんとする一方、士族乃至町人の土地獲得の策動によつてこれ等のもの手に土地が兼併され、或ひは當然所有者と看做さるべき耕作農民の利益を無視して、藩有以前の地主をして舊地位を保持せしめやうと試みられた。(註五)

かゝる耕作権の無視は特に永小作権の場合に於て著しいものを見る。封建社會に於ける永小作慣行には、地主の支配地に對する小作人の永期利益慣習たるもの、地主と小作人間の分割所有關係の下に置かれたもの、又はその耕作地の上に一定の果實の收納權を、他人の爲めに設定せる負擔附所有權たるもの等、普通小作と異なる特殊の慣行があり、従つて小作人の權利強大で、地主の權利と伯仲し或は之を凌駕する場合さへも存したのである。維新政府は近代的租稅制度確立の爲め「地券交付ノ便宜上ヨリ所有權ヲ決定スル必要ニ迫ラレ、永小作地ヲ全廢セントセンモノナルカ、其ノ廢止ノ手段トシテ取りシ處ハ、地主ヲシテ、永小作權ヲ買取ラシムルカ又ハ永小作人ヲシテ、所有權ヲ買取ラシムルカノ二方法及ヒ舊幕府法ニヨリ、認定永小作ヲ無條件ニテ廢止スルノ方針ヲ以テシ、其協議整ハサルノ場合ニハ、一應政府へ報告セシムルノ規程ナリシモ、當事者双方ノ間ニ協議整ハサルトキハ、原主即チ外形上ノ地主ニ所有權ヲ認め、地券ヲ交付スルノ方針」(註一)を採つたのである。これは明治政府の「地主的」性質によると共に、當時の法概念に於て支配的であつたものは、ゲルマン法的總有の概念ではなく、ローマ法的絶對的土地所有權乃至持分的共有權の概念であつた。

かくして小作人は「土地持」としての土地所有權を喪失し、單なる小作人に墮するに至つたのであるが、その小作權も、農奴解放による土地からの解放の結果著しく浮動性を増大し、殊に永小作権の場合には永代耕作といふ強力な耕作權は明治二十九年新民法の施行と共に極めて、薄弱なるものとなるに至つたのである。(註七)

(註一) 平野義太郎著「明治維新の變革に伴ふ新しい階級分化と社會的政治的運動」(日本資本主義發達史講座)七頁

(註二) 服部之總著「前掲書」一〇四―一〇五頁

(註三) 明治元年八月七日太政官布告「地租關係書類彙纂」明治前期財政經濟史料集成第七卷三〇一頁

(註四) 「地券ヲ發行スルノ益」(前掲「地租關係書類彙纂」三一―八頁)中には次の如く述べられてゐる。「其持主ニ於テハ之ヲ自

由スル權利アソハ人ニ貸シ與フルトモ又ハ賣却スルトモ或、質入抵當トシテ金錢ヲ借ルトモ聊カ妨アルコトナシ。又土地所有權の確認が如何なる結果を齎したかについて、エッゲルトの指摘を引用しやう。地租改正に由りて、農夫は地所の所有證券たる地券を與へられたりしに、此券狀を以てすれば、以前よりは容易に負債を起すことを得、時ならぬ土地財産の流通力を頼みに、農夫は争ふて金を借入れ、以て外國風を裝ひ、生活の度を高むるの資に供したり。(エッゲルト著「織田一譯」日本振興策「日本産業資料大系第二卷收録五三八頁」)

(註五) 細川龜市著「前掲書」七七頁以下、及び八五頁以下、並びに農商務省農務局編纂「小作參考資料書佐賀藩の農民土地制度」大正十一年七月刊參照、

(註六) 小野武夫著「永小作論」四四頁以下並びに五三頁、

(註七) 明治二十九年民法制定に當り、永小作權の存續期間は二十年以上五十年以下と定められた(民法二七八條、民法施行法四七條)この民法の規定は特に高知縣其の他數縣に於て反對せられる所となり明治三十二年十二月第十四回帝國議會へ民法施行法中改正法案が提出された。この結果、民法施行法四七條第三項として、「永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年內ニ所有者ニ於テ相當ノ償金ヲ拂ヒテ其ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得、若シ所有者カ此權利ヲ行使セサルトキハ爾後一年內ニ永小作人ニ於テ相當ノ代價ヲ拂ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス」ることになつた。

三

吾々は當時の農家の收支状態を知る數字を有したい。然しマイエットが十五年乃至二十四年の最良の状態の下に計算した農家収入は次の如くである。

地租改正前後の農民運動

A、費用		合計	
1、耕作費			
一、田地に係る費用	小作地	自作地	合計
二、田地に係る水利組合費	百五十四	百九十九	百五十三
三、畑地に係る費用	(一一二)	一・六	二・八
四、農事に利用する宅地に係る費用	一〇・九	二一・七	三二・六
五、農具買入費	一・四	二・〇	三・四
合計	二九・九	三三・二	五・四
2、租 税			
一、田 租	(一一・五)	一六・一	二八・六
二、畑 租	(二・一)	四・三	六・四
三、宅 租	一・一	一・六	二・七
四、地租延納年賦、地租割、手数料	(四・一)	七・四	一一・五
五、家屋税	二・二	二・九	五・一
合計	三三・三	三三・三	七〇・二
3、小作料			
費用合計	七〇・二	八〇・七	七〇・二
B、平均所得額			
費用合計	一〇三・四	八〇・七	七〇・二
平均所得額	一六四・九	二六三・四	二〇〇・〇
C、差引残額			
費用合計	六一・五	一八一・七	七〇・二

この金額を十九年の農家戸数(十九年以後農業人口増加)自作農三、一二一、〇七五戸、小作農二、三九六、九六五戸に割當てる時は自作農五九圓、小作農二五・五圓を得るが、マイエツトはこれに對し兼業農家の存在を顧慮し、自作農所得六九・二圓、小作農所得三一・四圓の數字を擧げてゐる。(註二)これが自作農並びに小作農の一ケ年の生計費であ

農家總戸数の内		自作農		小作農	
一、専ら農業を営む者	六九・五%	六三・四%	三三・〇%	三・六%	
二、傍ら農業を営む者	二六・八%	三三・〇%	三・六%		
三、農の傍ら漁業を営む者	三・七%	三・六%			

る。しかもこの數字はマイエツトの述ぶるが如く「非常の巨額と謂ふべくして、實際之より上ることなるべし。何となれば、余は所得額をば從來の計算より餘程多額に計算し、費用額をば小作料、諸税金とも最低額に依りて計算した(註二)のみならず、この必要不可欠耕作費の中には「手間代を算入せ(註三)す、更にこの中から負債に對する不可避支拂金、即ち利子及び元金償金高が控除されねばならないからである。勿論この額を以て直ちに明治初年の農家所得額の推定をなすことは困難である。米價並びに一般物價の變動と共に收穫高、耕地反別の異動、農業人口、及びその構成の異動、収入内容、並びに支出内容の變化等を顧慮しなければならぬからである。然し、今單に米價變動と物價指數の變化(次表参照)とからのみ推定すれば、二年、三年の凶作年に於ては(二年の收穫三分五厘五毛、三年の收穫五分四厘二毛)收穫金額に於て約四割二分(二年)乃至二割五分(三年)の減少(しかもこの數字は

年 次	米 價 (正米一石建)		平均	物價指數
	高 值	安 值		
元 年	七・九〇(八月)	三・七〇(三月)	五・九八	一〇〇
地租改正前後の農民運動				七九 (一六八五)

二	年	一〇・七〇(十月)	七・四〇(一月)	九・〇二	一一五
三	年	一〇・八〇(三月)	七・二〇(十二月)	九・二〇	一二七
四	年	七・三〇(一月)	三・九〇(十二月)	五・六三	一一〇
五	年	四・二〇(六月)	三・六〇(十二月)	三・八八	一一三
六	年	六・一〇(十月)	三・六〇(一月)	四・七二	一三八
七	年	八・二〇(九月)	五・六〇(一月)	七・二八	一四四

(中澤辨次郎著「日本米價變動史」より)

過少評價されてゐる、後掲「農家收穫金額と物價指數」参照)に對して、支出額に於ては二割七分(二年)乃至二割(三年)の減少を示したに過ぎない。従つて元年、二年、三年の凶作は諸物價の騰貴と共に米價の騰貴を齎したが、それは決して收入の増加を意味しない。しかも物納貢租の下に於ては、凶作による米價の騰貴は何等貢租の實質上の減額を意味せず、寧ろ凶作による苛斂誅求の度を加重せしめるのみである。

既に明治維新新政府によつて繼承された封建的貢租は、舊封建體制内に於て苛斂誅求の下に置かれてゐた農民に對して、騷擾蜂起の機會を與へ、明治六年乃至九年の改正地租の實施に至るまで、そして實質的には改正地租に於てすらも、存続せしめられたこの封建的貢租に對する反抗は、地租改正前後に於ける農民運動の主流を爲すものであつた。吾々は明治元年三月岡山縣道下郡久代村騷擾を初めとして、減租延納を要求し、或は定免を排して檢見を要求する等封建的搾取の存続に對する反抗の多くの例を見ることが出来る。(註四)しかも、この舊租法の繼承に對する一揆騷擾は、凶作を動機として益、激化せられるに至ると共に、それは又凶作に際しての免租、減租、延納のみならず、舊租法そのものの減免、延納、更には義倉米、救助米の延納要求、並びにかゝる誅求を通じての庄屋、村役人、富豪に對する反對をも含んだものであつた。例へば明治二年七月長崎市の騷擾、二年十二月岐阜縣不破郡、同月岐阜縣多藝郡、同月愛知縣中島郡、山口縣厚狹美禰二郡の騷擾、三年正月島根縣那賀郡騷擾、三月三月愛媛縣宇和郡三間郷騷擾等。又これと同時に米價騰貴による生計困難に端を發した騷擾の勃發をも見ることが出来る。(三年四月栃木縣那須郡與野村外二十五ヶ村、七月新潟縣古志郡、九月滋賀縣犬上郡の騷擾等(註五))しかも舊幕時代よりの幣制の不備、不換紙幣濫發に基く金融の逼迫があり、更に凶作に亞ぐに三年末からの米價の落勢は、廢藩置縣の制により、舊藩より引き繼げる貢米乃至幕府貯藏穀米及び軍用糶の拂ひ下げ等を契機として、益、激成され、五年には維新後第一次農業恐慌の襲來(註六)を見るに至つてゐる。

これ共封建社會内に於て極度の「苛政」の下に抑壓されてゐた農民は、維新新政府に對して、何等か期待する所があつたものと云ひ得やう。「天領所屬」を要求して起つた一揆騷擾は封建社會の長き歴政から脱れんとする農民の端的な表現に外ならない。(明治元年三月隱岐島、七月岐阜縣郡上郡乙原村、九月滋賀縣蒲生郡其他)そして封建制の崩壞に際しても封建的遺制は依然として新政府によつて繼承せられ、農民の窮乏に對しては之を救治すべき何等の方策を見出し得なかつた時、農民は勢ひ「新政反對」の形態に於て一揆騷擾を起すべき理由を持つた。舊知事に對する哀訴抑留、僧侶排斥、廢佛毀釋耶穌教反對、徵兵令反對、穢多非人の名稱廢止に對する反對運動等の形態に於て行はれた新政反對も、農民の保守的な觀念形態に依存する事が多いとは云へ、その本質に於ては全剩餘勞働生産物が直接的に領有せられる階級關係の集中的表現に對する反抗に外ならなかつた。(註七)そしてこれ等を口實として起つた一揆騷擾も、現實の運動自體に於ては年貢米の減額、米價引下げを併せ要求し、或ひは豪農、富豪、高利

貸、庄屋等に對する「打毀し」を伴つてゐる。

この情勢の中に於て、農民に對して何等物質的援助を與へざる「解放」、土地所有權の確認と同時に土地喪失、耕作權剝奪の過程が進行しつゝあつたのである。吾々は、前節に於て、明治政府による土地改革の意圖が何處にあるか、又それが如何なる意義を有するものであるかを見た。そして地租改正の準備として行はれた土地永代賣買解禁、地券の交付によつて土地所有權の歸屬が土地支配權者に、即ち單に「加地子米」收得の權利のみを有せる外形上の地主に與へられたのに對し、現實の耕作者に對しては、その分割的土地所有權を否定し、或ひは土地に對する永續的占有事實に基いて利益を爲し得た「永小作人」、乃至は永小作者たる法律上の權原を有するものに對しては、絶對的土地所有權設定の爲めに、永小作權の剝奪を企てた如き土地改革に於て、吾々はその「一地兩主」的土地所有權又は耕作權の剝奪に對して、耕作農民が一揆騷擾を以て抗争を企てた根據を見出すことが出来るであらう。

(註一) ベ・マイエント著、日本農民の疲弊及其救済策(日本産業資料大系第二卷收録)三五七頁—三六一頁

尙今次恐慌の前年並びに恐慌の年たる昭和四年、五年、六年に於ける農家生計充當額(農家現金収入より租税、公課農業經營費、農業以外の現金支出を差引きたるもの)を挙げれば次の如くである。

年	自作	自小作	小作	平均	物價指數
昭和四年	八四六・六四	八二一・七二	五三六・三一	七四三・八九	五六・九九
同 五年	四九五・二五	四六一・九四	三一〇・六四	四二二・六一	四六六・七九
同 六年	三九五・七四	四二五・一三	二四一・八一	三五四・二三	三九四・六二

(農林省農務局、最近に於ける農家の經濟狀況)昭和八年一月、一五頁、尙物價指數は中澤辨次郎著「日本米價變動史」に依り日銀調査指數より明治元年を一〇〇とせるものに換算)

又「地租關係書類彙纂」附録に掲げられた所によれば、收穫金より費用を差引きたる純収益は一反歩當り田三・三三〇圓、畑二・五一七圓である。(明治二十一年乃至二十三年全國府縣平均)今マイエントが兼業農家を顧慮して計算せる自作農一戸當り所有地反別一〇・五七町(マイエント同書三八一頁、内田五三%畑四七%)を以てすれば、一戸當り収益三一・一五圓となる。

(註二) マイエント同書三六〇頁

(註三) 同書三五七頁

(註四) 明治初年の農民一揆・騷擾に關する資料は、土屋喬雄・小野道雄編著「明治初年農民騷擾録」、小野武夫編著「明治維新農民蜂起譚」、同著「維新社會經濟史論」。「百姓一揆叢談」田村榮太郎著「明治初年の政治的農民一揆」、小林郊人編「伊那農民騷擾史」等參照、尙平野義太郎著「明治維新の變革に伴ふ新しい階級分化と社會的政治的運動」八九頁以下、木村靖二著「日本農民争闘史」三一九頁以下、土屋喬雄「明治初年農民騷擾の種々相」(中央公論昭和六年三月)等、栃木縣那須郡騷擾は米價騰貴により金納を要求するに至つた點注目すべきものである。

(註五) 中澤辨次郎著「日本米價變動史」二八六頁

(註六) 徵兵令反對の騷擾を太政官の徵兵令告諭に於ける「之ヲ稱シテ血税ト云フ、共生血ヲ以テ國ニ報スルノ謂ナリ」とあるを誤解したことより生じたものであるとなす見解(當時の官廳の報告、或は小野武夫「維新農民社會史論」三二八頁、木村靖二前掲書三〇八頁等)はそれを單なる誤解と解することによつて、その本質を誤つてゐるものである。それは農家勞働力の問題として、半封建的貢租と同一の物質的基礎に基く農家勞働力に對する課税に對しての騷擾に外ならない。(加田哲二、前掲書二三四頁、參照)

土地私有の上に租税制度を打立てることは近代的租税制度確立の爲めに缺くべからざる要件である。この意味に於て封建的土地所有關係の崩壊に對する起點となつた土地永代賣買解禁、並びに土地私有權の確認は地租收入を個々の農民の租税能力から解放して安固ならしむると共に、土地の移動・兼併を自由ならしめることによつて、原始的蓄積行程の展開の爲めの前提要件となつた。吾國に於ける土地永代賣買解禁の目的が近代的租税制度確立にあつたことは、當時の大藏省がその理由として次の如く述べてゐることによつても明らかであらう。即ち「方今政權一に朝廷に歸し、凡百の政務齊一の秋に至れり。治國の要たる税法に於ける均一の法則を設けざるべからず。茲に於て古來の沿革、方今の形勢、内外の制規等を探討考察するに、斷然舊法を廢し、全國一般地所賣買の自由を許し、更に地代金分一の税法を施行するに如かず。(中略)故に時勢人情を揣り逐次施行の法略を案じ、先づ暫く地所永代賣買を許可し、各地の沽券を改め、全國地價の總額を點檢し、然る後更に簡易の收税法を設け、豫め弊害を防ぎ、民に示すに一毫の疑點を容れざる劃一の條令を以てせば、求世不拔の良法と云ふべし」(註一)

商品貨幣經濟の統一性と封建的租税の割據性の矛盾は早くも明治三年六月神田孝平によつて指摘され、「田租改革建議」となつて現はれた。この「建議」は當時一般に質入の名義を以つて實際は賣買の效果を生じてゐたこと(註二)を動機とするものであつて、その主張するところは「沽券ノ總金高ヲ求メ、次ニ二十年間管内ヨリ納ムル貢米ノ平均高ヲ求メ、平均相場ヲ以テ金高ニ直シ、此金高ト前ノ沽券惣金高トヲ比較スル」(註三)ことによつて各沽券の税金高を得んとすものである。然し乍ら舊幕時代に於て普通に行はれてゐた田畑賣買價格は貢租を上納せる残りの收穫を基礎として算出したものであつて、總收穫に基いたものではなかつた。従つて收穫量が一定でも地租の輕重に

よつて地價は著しく相違し、又領主の勞役、助郷の有無等も地價に影響する。明治政府は地租改革事業の着手として、初めこの「建議」に従つて一部地券の交付を行つたのであるが、元來この「建議」はかゝる自然發生的な地價設定を以て、地租として控除せる部分にも地價ありとなす誤認に基けるものであつて、かゝる地價(賣買地價)を基礎として地租金納化を圖ることは實際に於て不可能でもあり不合理でもあつたのである。(註四)従つて「舊來の土地價格なるものは地味の善惡よりも租法の多寡から來る收益の多少に基いて取引價格として現はれる實情であつたから、不公平なる貢租を残して置いての土地價格は眞價とは云ひ得ないと云ふ意見が多く、又事實、舊來の貢租を廢し地價を定むると不廢して定むるとによつて半倍之差違を生」(註五)するやうな結果となつた場合もあつたのである。之に對し明治政府は「右租税之厚薄に關せず現今實地賣買價值之適當を得るを要し、券狀相渡人民所有たる所以を固くし、次に租税の有無に拘はらず、落地無之様致し候方專務に候。尤右券面價格を以税を賦するに無之、他日土地の全價を求め候節之見合に可相成迄之儀に有之」(註六)と答ふると同時に、土地の全價調査の要望は昂まりつゝあつたのである。五年五月陸奥宗光の「田租改正建議」はこの要求に合致したものであつた。彼は「今法ノ内租ヲ一變シ從來ノ石高・反別・石盛・免檢地・檢見等一切ノ舊法ヲ廢除シ、現在田畑ノ實價ニ從ヒ其幾分ヲ課シ、年期ヲ定メ地租ニ充ントス。其例假令田地原價ノ百分ノ五ヲ地租ト假定スヘシ。茲ニ甲田一地アリ。其地固ヨリ膏腴ニシテ水利ノ便アリ、其價必ス貴トクシテ一千圓ナル可シ。其地租ヲ五十圓トス。又乙田一地アリ。其廣狹甲田ニ同シト雖トモ其地固ヨリ瘠土礫确ニシテ耕作ニ便ナラサレハ、其價モ必ラス卑シテ五百圓ナルヘシ。乃其地租ヲ二十五圓ト定ム。是迄ノ上中下田ノ稱ヲ混同シ、唯其地ノ良否肥瘠ニ就テ其價ヲ出サシムヘシ。其ノ價ニ就テ稅ヲ定ム。故ニ其地良肥ナレハ田價必ラス貴トク、田價貴ケレハ地稅必ラス重シ。之ニ反シテ其地否瘠ナレハ田價必ス卑シ。田價卑ケレハ

地税必ス輕シ。如此ナレハ上下五ニ損耕ナク勞ヲ省キ煩ヲ去リ地租以テ中正平均ニ至ルヘシ(註七)と主張し、農民の作徳部分のみより生じたる自然發生的な地價に代ふるに「一歳ノ收穫貢租作徳合併ノ金額ヲ以テ地價取調」(註八)の基調となさんとしたのである。

明治六年七月上諭と共に「今般地租改正ニ付、舊來田畑貢租納ノ法ハ悉皆相廢シ、更ニ地券調査相濟次第土地ノ代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出」(註九)れるに及び、地租改正事業は具體的に着手され、總收穫を米價によつて換算して得られる、實際賣買地價に非る收益地價(法定地價)に對して課税せられることとなつたのであるが、此の點に關しては舊の陸奥宗光の「建議」が與つて力あるものと云ふことが出來やう。そしてこの爲めには土地の地押丈量、地位等級の設定、地價の算定が必要であつた。

けれ共改正地租の基礎となるべき「收益」地價は既にその中に勞賃部分及び平均利潤を含められたものであり、従つてそれを基準とした地價は當然全剩餘勞働生産物は勿論勞賃部分にまでも入込むものであつた。その爲めにかゝる地價設定に對しては各地に騷擾が起り(註一〇)不當なる地價設定に對する更正の要求(註一一)となり、又遂には明治十年五厘減租の直接動因となつた新地租反對、輕減要求の二大一揆(九年十二月茨城縣那珂郡石塚村外二十九村、及び同年十二月三重・愛知・岐阜・堺四縣)の起因となつたのであつた。

(註一) 細川龜市著前掲書六三―六四頁より、

(註二) 「徳川氏ノ中葉賣買禁止ノ令アリト雖モ元來不當ノコトナル故之ヲ實行スルコト能ハス。今ニ至リテハ表向ハカリ賣ト云ハスシテ又質ト云ヒ、沽券ト云ハスシテ讓證文ト云フノ違ヒノミニテ其實ハ賣買ニ異ナル者ナシ」(前掲「地租關係書類彙纂」三〇三頁)

(註三) 同書三〇二頁

(註四) 田村榮太郎、小作農史の基礎問題(歴史科學二卷四號八一頁以下)及び「地租の浮動性」(同五號七三頁以下)

(註五) 北條縣伺書

(註六) 土屋喬雄・小野道雄共著、近世日本農村經濟史論二九八―二九九頁

(註七) 前掲「地租關係書類彙纂」三〇一―三〇二頁

(註八) 陸奥宗光「地價取調規則」第一條(同右三二五頁)

(註九) 同右三二五頁

(註一〇) 吾々は、地券交附に際して、その上に賦課せられる地租の過重を顧慮するの餘り、實際の所有地以下に申告した爲めに、僅少の土地を與へられたに止まることによる地券不承認の騷擾の例も見ることが出来る。明治六年三月福井縣大野・今立・坂井三郡、同年五月岡山縣、同年六月福岡縣嘉穂郡等、

(註一一) 地價査定の不當なるに基く騷擾は平均米價を高く見積るか(明治九年十二月伊勢)又は米價高き地方の平均米價を以て基準として一様に卒せんとした(明治八年三月和歌山縣)爲めに、舊米納時代に比して負擔の重加を來せることを直接の原因とするものではあるが(木村靖二著前掲書三〇五―三〇六頁)、單にそれのみに止まつては分析不充分である。又土地の丈量、地位等級の決定、地價算定に際しての不正、情實にのみその因を求めめる場合(細川龜市著前掲書一一―一二頁)も同様に云へるであらう。

五

加之明治六年は凶作であつた。そして米價引き上げの爲めのインフレーション政策にも拘はらず、農家收入は漸減の傾向を辿つた。(次表参照)

農家收穫金額と物價指數(註一)

年	農家の取得せる收穫金額		物價指數
	實數(百萬圓)	指數	
明治七年	三三三	一〇〇	
明治八年	三〇八	九二	
明治九年	二六六	八〇	
明治十年	二五三	七六	
明治十一年	三二三	九七	
明治十二年	四五〇	一三五	
明治十三年	七〇四	二一一	
明治十四年	六六四	一九九	
明治十五年	五三三	一六〇	
明治十六年	三九〇	一一七	
明治十七年	三三二	一〇〇	
明治十八年	三九四	一一八	
明治十九年	四二〇	一二六	
明治二十年	四二四	一二七	
明治二十一年	四〇七	一二二	

明治二十二年
明治二十三年

四七五
六四六
一四三
一九四
一〇九
一一四

地租改正はこの渦中に於て行はれたのである。それは、地租を物納から金納へ改めることによつて、近代的統一租税への端初となつたけれ共その本質に於ては、それは農業生産に於ける剩餘價値の大部分又は少くともその重要部分を收奪する封建的地代であつた。即ち「かの資本制生産方法に基礎を置くところの、平均利潤以上に出づる一の超過分に過ぎざる産業上又は商業上の地代からは區別せられる「物納地代の單なる形態變化から生ずる」(註二)金納地代であつた。我國に於ける原始的蓄積の特質を思ひ浮べれば、このことは容易に理解し得るであらう。従つて地租改正條例第六章の「従前地租ノ儀ハ自ラ物品ノ稅家屋ノ稅等混淆致シ居候ニ付改正ニ當テハ判然區別シ地租ハ則地價ノ百分ノ一ニモ可相定ノ處未タ物品等ノ諸稅目與ラサルニヨリ先ツ以テ地價百分ノ三ヲ稅額ニ相定候得共、向後茶・煙草・材木其他ノ物品稅追、發行相成、歲入相増其收入ノ額二百萬圓以上ニ至リ候節ハ、地租改正相成候土地ニ限り其地租ニ右新稅ノ増額ヲ割合、地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄漸次減少可致事」(註三)なる附加的條項にも拘はず、一揆・騷擾は依然としてその數を減じなかつた。(註四)

農民にとつて新地租が如何に負擔であつたかは次の諸事實によつてその一斑を覗ふことが出来るであらう、マイエットによれば、明治十六年より二十三年に至るまでに地租・地租割滞納の爲めに強制處分を受けたものは三十六萬七千七百四十四人、この中七二%、即ち二十六萬三千九百六十五人は貧困の結果の不納であつた。これ等の不納金額は十一萬四千七百七十八圓、即ち一人平均不納金額は僅かに三十一錢に過ぎなかつたのである。しかも、この爲めに強制處分を受けた土地は四萬七千二百八十一町、四百九十四萬四千三百九十二圓即ち一人平均八圓三十一錢、即

ち滞納金額の二十七倍に當つてゐる。(註五) 又地租上納の爲めに備荒貯蓄金の救助を受けた納税者は明治十四年二月一日より十九年二月二十一日に至る迄に二十六萬四千七百四十二人、十九年四月一日より二十三年二月十一日に至る迄に十四萬四千五百五十一人に及んでゐるが、しかも、地租上納の爲めに該貯蓄金の救助を請願せる十五萬五千人に對する救助金は一人平均一圓四十四錢五厘、又其貸下を請願せる二十一萬人に對する貸下金は一人平均三圓七十七錢九厘に過ぎないのである。(註六)

然し小作料徴集に對する公權的確保は、この半封建的貢租の負擔を物納小作料の形態に於て小作人に轉化せしめることが出來た。けれ共農民の主要層である小自作農は、その過重に加ふるに生産力の一定の發展を伴ふことなしに、商品生産を強ひられた結果、商業資本の誅求を一層強く受けることゝなつたのである。即ち我國農業生産の尙孤立的・封建的な小規模生産様式にも拘はらず、地租金納制の結果、彼等の生産物の一部を商品として資本家的商品生産の一般的な價格變動に従事せしめなければならなくなつたからである。殊に我國に於ける原始的蓄積の強行の爲めの封建的隷屬關係の存続は、農家計に於ける質銀部分を極度に低く評價しても尙缺損たらしめたのである。この結果は再生産の基礎の縮少、或ひは土地其の他の生産手段の抵當質入れとなつて現はれ、土地賣買の自由と共に、耕地の細分、公賣處分、従つて他方に於て高利貸資本又は大地主による土地兼併となつて現はれた。明治十七年末並びに二十三年末に於ける土地抵當負債高は次の如くであるが、

	負債高	抵當地價額
明治十七年末	二二三、一〇〇、六九六圓	二六八、一四五、五〇一圓
明治二十三年末	三四三、七〇〇、〇〇〇圓	五一五、六〇〇、〇〇〇圓

十七年の分について、耕地に關する負債高を右の約九〇%とすれば、一億九千八百十萬圓、その地價二億二千九百七十萬圓、更にその中自作人の負債高を總額の五八%とすれば、自作人の負債高は一億千四百二十萬圓、その地價一億三千二百二十萬圓に上つてゐる。(註七)

かくして封建社會より移行存続せしめられた半封建的零細農經營の窮乏化、擴大再生産、更に資本の原始的蓄積過程に於て強行された農民の土地收奪によつて土地を喪失した農民は、尙此れ等すべての農民を工業プロレタリアーとして吸収すべく充分に發達した工業資本を有しない限り、封建社會から分化し續けて來た半封建的小作農に再編成されそれを擴大再生産する。そしてこのことが我國農村に於ける階級構成を寄生的地主對小作人の形態に特徴付け、資本主義的階級分化を、従つて又農業に於ける資本家的生産様式の發展を阻げたのである。この結果、我國農業生産に於ては、純生産物地代の前提である自然經濟は既に崩壊しつゝあつたにも拘はらず、その生産關係は賃銀労働者を搾取する資本家的小作農との對立ではなくして、「自己の再生産に必要な労働條件を占有してゐる直接生産者」に對する搾取關係であり、従つて地代II小作料は直接生産者からの全剩餘價値の搾取として表はれる。

従つて小作人は地租改正に際して何等の利益も受けることがなかつた。後に述ぶるが如く、地主は、地租の金納制にも拘はらず小作料は依然として「込米」制度等の封建的遺制をも伴つた物納地代の形態を保持してゐる爲めに、農産物價格の騰貴と共にその貨幣所得を増大しつゝある一方、小作人は半封建的搾取的關係の下に呻吟しなければならなかつたのである。地主と小作人との對立は特に地租改正後に於て顯著となるに至つた。勿論既に明治二年凶作を契機として小作米引方が要求されてゐるが(註八)、地租改正に伴ふ小作料減額を要求し、込米・口米の廢止を要求して半封建的小作關係の存続に反對し、或ひは新地主に對する反對の騷擾等の闘争を通じて、特に地租改正を轉期と

するその對立の激化を見る事が出来やう。そして明治九年十一月、地租改正と共に小作料減額を要求し、翌十年、地租軽減の詔書の下るに及び小作農も亦この恩典に預らんとする要求に端を發した石川縣磯波郡の騷擾は土地所有それ自體の獲得運動にまで發展するに至つた。(註九)

「収益」地價を基準として賦課せられた地租は七年五月、「賣買價ハ實益ヨリ生シテ衆望ノ熱冷ニ從ヒ相昂騰スルモノナリ。…然ルニ今其實況ヲ熟察スルニ民庶實益ニ由ラスシテ而シテ漫ニ其欲否ニ任ス。地價之カ爲ニ太軒輕ヲ致スモノアリ。若シ之ヲ以テ賦稅ノ標準ト爲サハ昂低度ナク、終ニ公平畫一ヲ失フニ」(註一〇) 至るであらうといふ理由から、地租改正上ノ地價ナルモノハ土地產出ノ實利ヲ以テ算測シ正確ノ眞價ヲ按定スルノ法ナルヲ以テ爾後賣買ニ因テ昂低ヲ生スルモ五ヶ年間ハ易動セ」(註一一) ざることとなるに至つて、その額を固定せられると共に、他方不換紙幣の濫發を一契機とする農產物價格、殊に米價の騰貴、並びに明治十年の減租等の諸要素を通じて、「剩餘價値の標準形態」としての性質を揚棄しつゝあつた。この過程は又それが小作料に移行せられる過程であつて、小作料は「剩餘價値の唯一の支配的形態」となるに至つた。そして地主は此の過程を通じて剩餘生産物の貨幣との所得を益、増大しつゝあつたのである。(次表参照)(註一二)

I、小作人の全勞働生産物の分配の割合

	國家	地主	小作人	米價(深川正米)
A 徳川時代の生産物貢租に於ける割合	三七%	二八%	三五%	
B 地租改正による割合	三四%	三四%	三二%	六年平均四・八〇圓 (地租改正條例では三圓)
C 明治七・八・九年の平均米價による割合	一三%	五五%	三二%	七・八・九年平均六・五二圓

D 明治十年の減租並びに米價による割合	一二%	五六%	三二%	五・五五圓
E 明治十一年乃至二十年の平均米價による割合	一一・五%	五六・五%	三二%	十一年乃至二十年平均七・四圓

II、全餘剩生産物の分配の割合

	國家	地主	地主の純所得額
A. 地租改正による割合	五〇%	五〇%	一・六三二
B 明治七・八・九年の平均米價による割合	一八・七%	八一・三%	七・三九八
C 明治十年減租並びにその年の米價による割合	一八%	八二%	七・五一五
D 明治十一年乃至二十年の平均米價による割合	一六・九%	八三・一%	八・〇六〇

(備考) 地租改正條例に於ける田一反歩收穫米一石六斗、この小作米一石八升八合を計算の基礎とす。かくして農村に於ける半封建的搾取關係はブルジョアジの資本蓄積の源泉となつた。地主階級は、益、激化する小作人との對立を内包しつゝ、政府の地主保護政策と相俟つて、その増大せる貨幣所得を、商業資本・高利貸資本へ轉化し、或ひは新興工業資本へ投資することによつて、ブルジョアジと共通の利益に立ち、又それ自身ブルジョア化することによつて政治的支配者たるに至つたのである。

(註一) 小峯三千男著「日本耕地價格の研究」一八頁、尙其後西南戰役に於ける戰費支辨、並びに明治九年國立銀行條例の改正による通貨膨脹の結果、一般物價騰貴並びに農家收穫金額の増加を齎したのであつた。けれ共農村のみならず一般經濟界を見舞つた好況も、それがインフレーションに基くものである限り、既にその反面に、公債の激落、輸入の超過及び之に伴ふ正貨の濫出等を契機として反動恐慌の禍根を藏してゐたのである。しかもこのインフレーション過程に於ける農家收益の増加は上層農民階級に於て著しく、貧農殊に小作農は、依然たる封建的物納小作料の實質

的增加並びに生産費の騰貴によつて収益を増加するよりも、尙窮乏の度を加へたであらうこと、要之インフレーションの機能は通貨の膨脹による物價騰貴を通じての大衆よりの收奪に外ならないことを注意しなければならない。

(註二) 「資本論」改造社版第三卷下三三五頁

(註三) 前掲「地租關係書類彙纂」三二六頁

(註四) 土屋喬雄、小野道雄編著「明治初年農民騷擾録」は明治元年より十七年までの農民騷擾、二二九件を擧げてゐるが、それによれば一揆發生件数は次の如くである。

年次	件数
1	17
2	43
3	31
4	24
5	16
6	36
7	13
8	3
9	5
10	5
11	4
12	9
13	4
14	4
15	3
16	3
17	10
合計	229

(註五) マイエット、前掲書四二四―五頁

(註六) 同書四二六頁

(註七) 同書三六四頁、又平野義太郎前掲書五八―九頁

(註八) 明治二年十二月兵庫縣川邊郡及び岐阜縣多藝郡、明治四年正月、大分縣國東郡等、

(註九) 土屋喬雄、小野道雄編著「明治初年農民騷擾録」二二七頁以下

(註一〇) 「地租改正例規沿革撮要」(前掲明治前期財政經濟史料集成第七卷)二八一―二頁

(註一一) 同書二八一頁

(註一二) 平野義太郎前掲書二六・二八・二九頁

六

以上の如く原始的蓄積の積杆としての地租改正が吾國資本主義發達の特殊事情から強化され、その結果、我國農村に於ては依然として過小農經營が存続し、資本主義的階級分化、資本主義的生產關係への轉化が阻止され、そして資本は農業より逃避するに至つたとすれば、農業問題の理解の鍵鑰はこゝに存する。我國資本主義の發展の爲めには農民殊に小農は半封建的搾取の抑壓の下に置かれねばならなかつたのであつて、農民騷擾は、その原因は雑多なものを含んでゐるとは云へ、結局これ等の半封建的抑壓に對する反撲として現はれたものであると云ふことが出來やう。半封建的生產關係の下に於ては、搾取の過程は全剩餘勞働生産物の直接的領有の過程として現はれて來る従つてその集、中、的、表、現、としての租税に對する反抗はその中心的運動をなすものであつた。この點に於ては、明治初年の農民騷擾は本質上舊封建時代の百姓一揆に異なる所はないと云ひ得るであらう。(註一) 地租改正前に於ては封建的租法がそのまま踏襲され、地租改正に際しても新地租の中に繼承された舊租法が如何に小規模農業經營の桎梏となつたかは、凶作の爲め米價の昂騰を來した明治二年三年に於て最も多く騷擾が起つたことを以てその一證となし得るであらう。一方に於てはこれ等半封建的搾取と共に、資本主義の農村侵入は農民の生活を脅し、農民層を解體しつゝあつた。従つて明治維新の變革の結果「解放」された農民は封建的誅求と資本主義的搾取の桎梏の下に置かれるに至つた。農民がこれ等の桎梏から身を護る爲めにとつた手段は「唯直接的搾取を緩め、一切の新情勢から反動的に復古せんことを政府に向つて強請するばかりであつた。」(註二) としてその要求項目も、租税減免に加ふるに、時には、舊知事の抑留、信教の自由反對、舊租廢止反對、或ひは新政府反對(註三) 等の反動的的要求を掲げた、保守的傾向を持つたものもあつた。けれ共これ等の現象形態を以て明治初年の農民運動がその本質に於て單なる保守的・反動

「的のものに過ぎないと云ふことは出来ない。まして農民の「保守的性質に映じたる新制度」に對する反對、「支配者に對する反抗心」、「武士階級の急激なる没落に同情する」等の「寧ろ農民らしき醇朴さ」(註四)を以て農民運動の本質を蔽ふことは出来ない。勿論多くの場合に於て、その闘争に際して農民の保守的イデオロギーの強く作用してゐるのを否定することは出来ない。けれ共問題は尙故保守的イデオロギーの下に反動的な要求を掲げて闘争しなければならなかつたかに存するのであり、其處に農民騷擾の本質が求め得られる。

屢、云ふ如く明治維新の歴史的意義によつて規定せられる明治政府は、その絶対王政としての性質の故に、一方に於て商業・高利貸資本の産業資本への轉化を保護助成すると共に、他方その反動性の故に端初的なブルジョア革命的要求を内容とする農民運動の抑壓につとめた。この點からのみ、明治政府によつて強行された新政策が騷擾の理由となつた事、又強大なる封建的勢力を有し、封建制の解體の過程と共に、一層農民層へ浸透し、殊に小農民に對して破壊的作用を及ぼしつゝあつた豪農、豪商、高利貸、爲替方に對して、特に初年の米價騰貴、不換紙幣濫發による物價騰貴を通じて、その反抗の意識を高めつゝあつた理由を理解することが出来やう。殊に商品流通行程への米の進出はこれ等の收奪を益々堪え難きものとしたのであつた。

結局明治初年の農民騷擾は、封建的支配の一切の體制、特に明治政府の下にあつて依然として廢止されなかつた半封建的貢租に集中せられた反抗、従つて、ブルジョア的發展を阻害する一切の封建的遺産の廢棄を要求する、下からのブルジョア革命の端緒的形態を含むものであつた。それがブルジョア的政治的自由を要求し獲得する一勢力たる爲めには、何等かの形に於ての指導、殊にブルジョアの指導を必要とする。彼等農民に對しては如何なる階級も指導的役割を演じなかつた。エンゲルスが一八四八年の運動について「國民の大衆たる小市民、小市民大衆

(手工業者)並びに農民は、彼等の先づ當然の同盟者たるべきブルジョアからは、餘りにも革命的であるとして、又同様にプロレタリアートからは、未だ充分に進歩せずとして、見棄てられた(註五)と述べてゐるが、我國に於ても同様に、明治政府の保護助成の下にのみ成長し得た産業資本家が、その下から封建的遺制を打破する能力を缺き、従つてその無力と、反動性の故に、農民に對して指導的勢力たり得なかつたばかりでなく、次第に反對勢力へ轉化して行つた。そして又都市資本制労働者に對しては、農民は、むしろ、指導的地位にそつた。所謂「町方小前騷擾」が農民一揆に發展するよりは、逆に農民一揆が都市貧民の合流を得た多くの事例はこの事を例證するものであらう。この故に農民騷擾は地方分散的、無同盟的、自然發生的たるに止まらざるを得なかつたのである。

勿論吾々は封建的支配體制に對する「村方農民總體」の闘争として、村方地主等の騷擾參加の例を有する。けれ共この場合でも、彼等は耕作農民の現實的同盟者乃至指導者であつたといふことは出来ない。(註六) しかも地租改正を通じて、やがて地租が剩餘價値の標準形態としての性質を揚棄し、地主保護政策がブルジョア化せしめると共に、混然たる經濟的階級の意識を反映しつゝあつた農民運動の中に、地主對小作人の對立が明確な階級意識を呼び起し初めて来る。殊に、地租改正を通じての農村の商品・貨幣經濟への從屬、資本主義の農村侵入は、小農民の窮乏、獨立小生産者就中小自作農の解體、小作地の増加を齎らすと共に、尙依然として半封建的桎梏の下に置くことによつて、その自由な發展を阻げたこと、そして農業に於けるこの半封建的生産様式を經濟的基礎として、政府の保護助成の下に産業資本に轉化しつゝあつたブルジョアが次第にブルジョア的發展への自由な道を要望するに至つたこと、こゝに自由民權運動の根據が與へられると共に、農民運動は自由民權運動に解消し、農民就中地主及び富農の特權資本家に對する抗争、自作農及び小地主の高利貸資本家及び高利貸的大地主に對する「借金黨」の運

動、並びに小作人の地主に對する小作料軽減、永小作權、入會權に關する闘争の三方面へ發展するに至つた。

(註一) 土屋喬雄、前掲「明治初年農民騒擾の種々相」二六九頁

(註二) 服部之總前掲書一一七頁

(註三) 例へば、明治五年四月越後蒲原郡の一揆。所謂越後分水騒擾として知られてゐるものである。この一揆は信濃川堀割入費取立に對して反對したのであるが、新政府の宗教政策外國貿易等に對する反對をも含み、「天照皇徳川家恢復朝敵奸賊征伐」なる旗印の下に明白に新政府反對、を標榜してゐる。(前掲「明治初年農民騒擾録」二一五—二二〇頁)

(註四) 木村靖二著前掲書三五四—三五五頁

(註五) F. Engels: a. a. O. S. 126-7.

(註六) 服部之總著「明治維新の革命及び反革命」(日本資本主義發達史講座)二八頁

婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

打村 鑛 三

一 婚姻儀式要因中に於ける公示要因

婚姻(1)は人類社會に於ける最古の制度である。(2)(3)

(1) 後段に豫定せられたる適當の機會まで、あらためて「婚姻」に定義を下すことなく過ぎる。姑らくは、一定秩序の下に置かれたる永續的兩性關係と觀念されることを以て足れりとするが、筆者は用語上婚姻と結婚の二者一般に屢ばこの二者は氣易く混用されてゐるが——を區別する。婚姻を結ぶ意味にのみ、筆者は結婚の語を用ゐる。また、最も廣く、且つ最も不精確に、如何なる性質、形式たるを問はず、兩性の性的關係自體、極端には一個の兩性社會の事實そのものを指稱して婚姻(結婚)と做す俗間用語例は必しも稀れでないが、これも嚴重に婚姻から區別せらるべきである。兩性の性的交渉それ自體、或は一定の要件に合はざる性關係は縱し前者が後者の基本的要素であつても、未だ婚姻ではない。尤も學者にありても、ある人々は、筆者の所謂「婚姻」に「婚姻制度」なる語を宛て、その場合の、基礎的要素たる性關係に「婚姻」の語を宛てゝゐるが、筆者は自分の用語法の方が可いと思つてゐる。少くとも筆者は「婚姻儀式の公示性」婚姻概念の二構成要素